

(様式2)

京丹後市観光立市推進条例(案)の概要

1 目的について

観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務、市民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

2 用語の定義

観光事業者・・・主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者。

観光関係団体・・・観光事業者で組織される団体、観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体。

旅行関連施設・・・観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設。

3 市の責務について

基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、観光立市の実現に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

施策を実施するにあたっては、その効果的な実施を図るため、府及び他の自治体との広域的な連携協力を努める。

市、市民、観光事業者、観光関係団体等が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行う。

4 市民の役割について

観光立市の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努める。

地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上、地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努める。

地域内の生活環境の美化、自然環境の保全に努めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、こころのこもったもてなしに努める。

5 観光事業者の役割について

基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス、環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努める。

市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努める。

6 観光関係団体の役割について

基本理念に則り、業界、業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、接遇の向上など受入体制の整備等に取り組むよう努める。

市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努める。

7 基本的施策について

市は、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京丹後市観光振興計画を定める。

市は、競争力の高い魅力ある観光地、観光資源の活用による魅力ある観光地、世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成を図るため、必要な施策を講じる

市は、観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、必要な施策を講じる。

市は、外国人観光旅行者の来訪の促進及び国際相互交流の促進のため、必要な施策を講じる。

市は、観光旅行者の来訪の促進、観光旅行者に対する接遇及び利便性の向上、安全の確保を図るため、必要な施策を講じる。

8 京丹後市観光立市推進会議について

市は、観光振興計画について審議し、その実施を推進するため、30人以内の委員をもって組織する「京丹後市観光立市推進会議」を設置する。

9 施行期日について

平成21年4月1日から施行します。